　1002



一般社団法人日本原子力学会

部会規程

平成29年6月16日　第1回理事会承認

（目的）

第１条 本規程は，定款細則第８条ならびに組織規程（0103）第５条に基づき設置された部会において，定款第４条の事業を実施するため，各専門分野において部会員相互の情報交換および連絡調整を図るとともに，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）の活動の一環として当該専門分野にかかわる対外活動をおこない，学会活動の活性化に資することを目的とする。

（設置・運営）

第２条　部会の設置，改廃については，企画委員会で審議検討し，理事会の承認を得ることとする。また，部会は，その運営および主要な事業については，部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

２　新規に部会を設立する際は，設立趣旨書，発起人名簿（100名以上），部会規約案を作成し，企画委員会に提出する。

（事業）

第３条　部会は，規約を定め，その目的に基づいた事業をおこなう。

（会員資格）

第４条　本会の正会員および学生会員で希望する者は，本会事務局の所定の手続きを経て，部会員になることができる。

（部会費）

第５条　部会員は，会員管理規約（0000-06）にしたがって部会費を納入する。

（構成）

第６条　部会は，会員100名以上をもって構成する。

（運営）

第７条　部会は，部会長１名，副部会長および幹事（または運営委員）若干名をもって運営にあたる。

２　部会は，必要に応じて小委員会およびワーキンググループを設置することができる。

（部会全体会議）

第８条　部会全体会議を年1回以上開催する。

（運営費）

第９条　部会は，部会配付金，事業収入，賛助金等をもって，運営することを基本とする。

２　運営費の予算，決算は，部会全体会議で審議し，部会等運営委員会および理事会の承認を得る。

（改定）

第10条　本規程の改定は，部会等運営委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

１　平成5年1月27日　第349回理事会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 平成12年1月26日　承認
2. 平成14年5月28日　第443回理事会承認
3. 平成21年5月26日　第501回理事会承認
4. 平成22年10月1日　第512回理事会承認
5. 平成24年5月30日　第8回理事会承認
6. 平成26年8月8日　第1回部会等運営委員会起案，平成26年9月26日　第3回理事会承認
7. 平成28年6月8日　第3回部会等運営委員会起案，平成28年6月17日　第1回理事会承認
8. 平成29年6月6日　第3回部会等運営委員会起案，平成29年6月16日　第1回理事会承認

附則

１　平成26年9月26日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

２　平成28年6月17日改定の規約は，理事会承認の日から施行する。

３　平成29年6月16日改定の規約は，理事会承認の日から施行する。